

防災対策推進検討会議中間報告への取り組み

平成24年4月18日

国土交通省

○災害から生命を守るために

- 避難の促進に資する津波警報の見直し(①)
- 長周期地震動に関する情報のあり方の検討
- 応急から復旧・復興まで地理情報システム (GIS) の活用
- 陸海空が連携した緊急輸送のための交通の確保(②)
 - －災害に強い道路ネットワークの整備
 - －災害に強い臨海部の産業・物流機能の強化
- 支援物資物流システムの構築(③)

○住まいの再建

- 応急仮設住宅として民間賃貸住宅を円滑に活用するための取り扱いの検討

○復旧・復興をスムーズに成し遂げるための仕組み

- 市街地復興に関する準備計画の策定支援
- ライフライン(下水道)の迅速な復旧のための設計基準の見直し

○大震災を生き抜くための日頃からの備え

- 津波防災地域づくりの推進(津波防災地域づくりに関する法律の施行)(④)
- 地域ブロックを越えた広域防災訓練の推進(⑤)
- 建築物、構造物についての耐震化等(⑥)
 - －住宅・建築物における地震対策の推進
 - －首都直下地震等に対する鉄道の防災減災対策

○発生が危惧される大規模災害に向けた備え

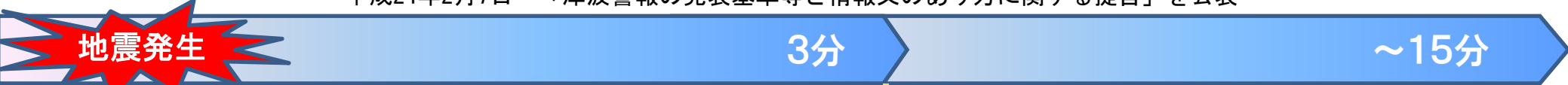
- 首都直下地震への緊急的な備え(⑦)
- 大規模地震発生時における帰宅困難者対策(都市再生特別措置法の改正)(⑧)
- ハード・ソフト対策を組み合わせた大規模水害対策の検討

①避難の促進に資する津波警報の見直し

【施策の背景】

気象庁では、東北地方太平洋沖地震による津波被害を踏まえて、発表した津波警報の内容・タイミング等を検証し、津波警報をどのように改善すべきか検討を実施。

- 【これまでの取り組み】 平成23年9月12日 「津波警報改善の方向性」を公表
 平成24年2月7日 「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」を公表

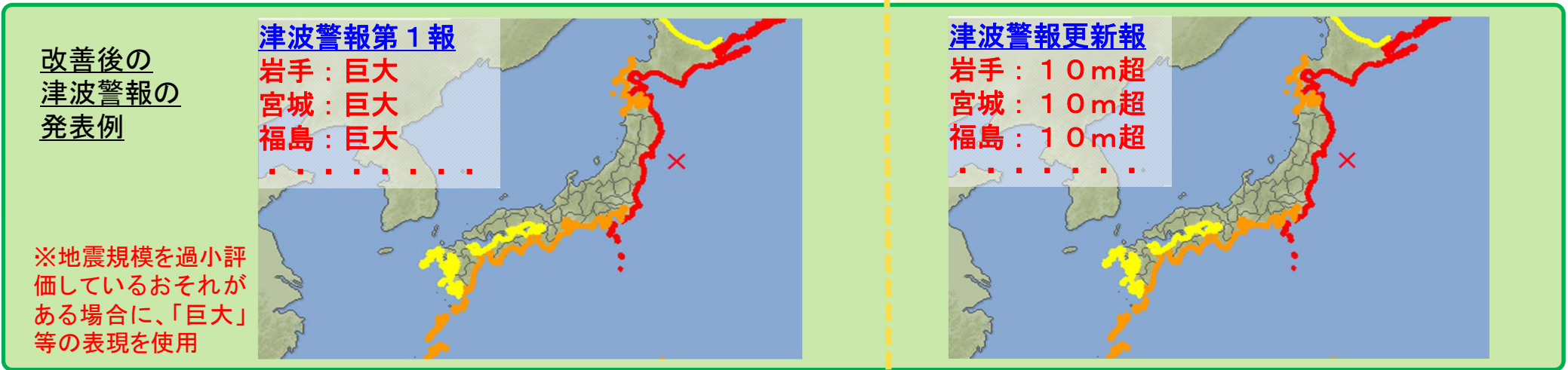


安全サイドに立った迅速な津波警報第1報の発表

- 地震規模の過小評価の可能性を速やかに認識する監視手法を導入し、過小評価の場合は、当該海域で想定される最大のマグニチュードを適用して津波警報第1報を発表
- その場合には、定性的な表現で非常事態であることを呼びかけ、最大限の避難を誘導。

より確度の高い津波警報への更新

- 巨大な地震でも測定可能な広帯域強震計や、沖合津波計の整備・活用により、地震発生から15分以内に、より確度の高い津波警報へ更新。



【今後の取り組み】 平成24年中を目途として、改善した津波警報の運用を開始

②陸海空が連携した緊急輸送のための交通の確保

(②-1災害に強い道路ネットワークの整備)

【施策の背景】

○東日本大震災においては、住民の避難場所や救援・救助活動、物資の輸送、防潮堤としての副次的効果など、災害時に高速道路ネットワークが果たす役割が再認識。

【これまでの取り組み】

○安全で信頼性が高く、被災後の早期啓開・復旧が可能な道路ネットワークを確保するとともに、道路斜面等の防災対策や橋梁の耐震対策を推進。



【今後の取り組み】

○東海・東南海・南海地震時に想定される津波影響範囲には、浸水が想定される国道や高速道路のミッシングリンクが多数存在。

○今後、高速道路ミッシングリンクの解消等による道路ネットワーク強化を推進。

②陸海空が連携した緊急輸送のための交通の確保 (②-2災害に強い臨海部の産業・物流機能の強化)

【施策の背景】

- 東日本大震災では、被災地の港湾の機能停止による経済的影響を極力回避するため、新潟港など日本海側の港湾や苫小牧港など北海道の港湾などを活用し、エネルギー関連物資や緊急援助隊の輸送を行うなど、物流面での広域的なバックアップが図られた。
- 一方、地震動の継続時間が非常に長かったことなどから地盤の液状化による被害が拡大し、これに伴う地盤の沈下は、各港の港湾施設に対しても大きな被害を与えた。

【これまでの取り組み】

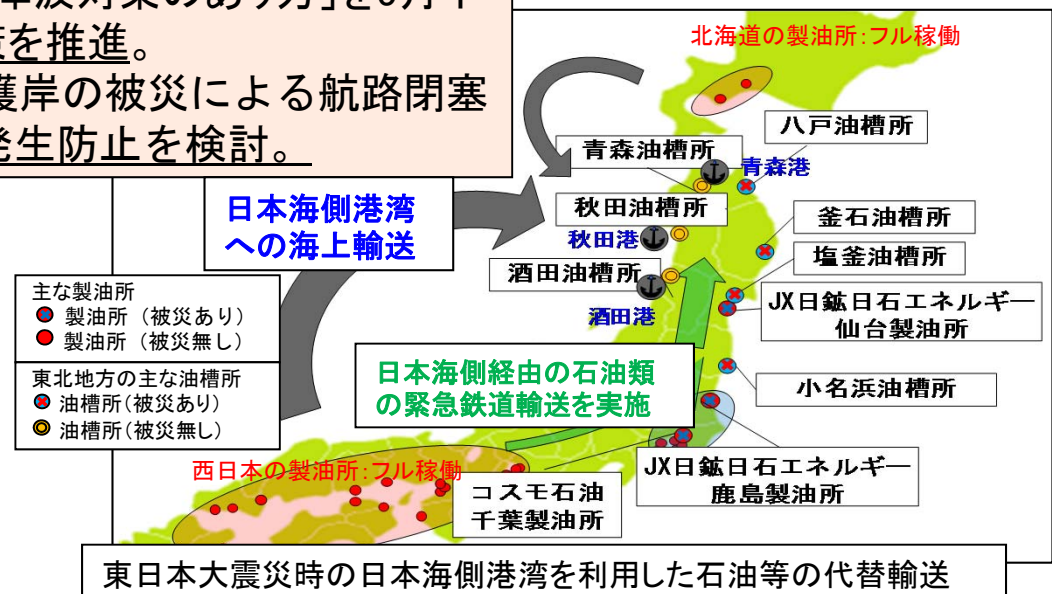
- 港湾の耐震性・耐津波性の強化を推進するとともに、全国的な広域支援体制に不可欠となる広域防災拠点の整備を行っている。
- 非常時のサプライチェーンを確保するため、立地企業の事業継続計画(BCP)と港湾BCPを連携して見直しを検討。

【今後の取り組み】

- 全国的な観点からの「港湾における総合的な地震・津波対策のあり方」を5月下旬を目途にとりまとめ、ソフト・ハード両面からの対策を推進。
- 臨海工業地帯では、大規模地震時に老朽化した護岸の被災による航路閉塞等が懸念されるため、液状化対策による被害の発生防止を検討。



津波により散乱したコンテナと煙を上げる仙台製油所
(平成23年3月13日 仙台塩釜港)



③ 支援物資物流システムの構築

【施策の背景】

東日本大震災では、物資拠点の不足、物流ノウハウの不足、指揮系統の錯綜等により支援物資物流全体に支障が発生

物資拠点として想定していた公共施設が、被災や避難所等への転用で使用できず、民間施設を活用して対応したが、絶対的な拠点数が不足

自治体職員等が中心となって支援物資物流に対応したが、物流業務（在庫管理や仕分け等）に精通した者がいなかったことにより、全体としての効率が低下

広域災害時を見据えた情報収集・管理体制が明確に定められておらず、物資搬入の調整窓口が混乱する等、指揮系統が錯綜

【これまでの取り組み】

○4つの広域ブロック単位（関東、東海、近畿、中四国九州）で協議会を設置し、今後の支援物資物流のあり方について、3月に下記の内容をとりまとめ。

●民間物資拠点のリストアップ → 395の民間物資拠点を選定（平成24年3月8日、9日にとりまとめ）

●官民の連携、協力体制の構築

- ・都府県災害対策本部に支援物資物流に関する専門的な組織を編成。
- ・同本部におけるオペレーションや、物資拠点の運営に物流事業者が参画。
- ・国交省は、広域的観点から民間物資拠点選定について物流事業者と調整し、都府県へ助言を行う等、官民の協力体制を構築。

● 官民の協力協定の締結・充実の推進

【今後の取り組み】

○本年度以降は、各ブロックにおいて、本年3月にとりまとめた内容を具体化していくための検討を継続するとともに、東北地方等の他のブロックにおいても協議会を設置し、今後の支援物資物流のあり方について検討していく予定。

○各地域ブロックでとりまとめた内容が各種防災計画等に適切に反映されるよう内閣府等関係機関と密接に連携を図る。

【施策の背景】

東日本大震災における甚大な津波災害を踏まえ、「災害には上限がない」ことを教訓に、「人命が第一」との考えのもと、住民等の避難を重視し、避難訓練の実施、津波ハザードマップの作成等による警戒避難体制の整備、避難施設・防災施設の整備等、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員させる「多重防御」による「津波防災地域づくり」を推進。

【これまでの取り組み】

- 平成23年12月14日 津波防災地域づくりに関する法律の公布
- 平成23年12月27日 法律の一部施行
- 平成23年12月27日 基本指針決定
- 平成24年2～3月 都道府県等への「法律説明会」の実施、「津波浸水想定の設定の手引き」作成
- 平成24年6月 法律の全部施行（予定）

【今後の取り組み】

- 現在、都道府県において「津波浸水想定」の設定について検討中
- 内閣府の検討会による南海トラフの巨大地震に関する検討結果等も参考に、「津波浸水想定の設定の手引き」を活用し、地方公共団体の検討を支援

津波浸水想定の設定

都道府県知事は、基本指針に基づき、**津波浸水想定**（津波により浸水するおそれがある土地の区域及び浸水した場合に想定される水深）を設定し、公表する。



市町村による推進計画の作成、都道府県による津波災害警戒区域の指定の検討等

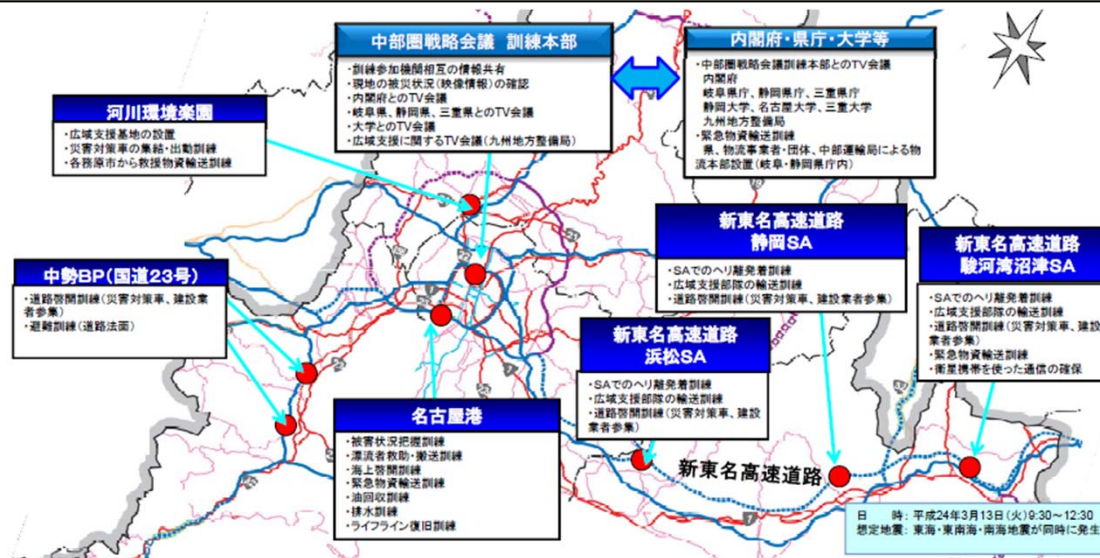
⑤地域ブロックを越えた広域防災訓練の推進

【施策の背景】

○災害時に関係機関とのより強固な連携を発揮できるよう、関係機関と連携した広域防災訓練を実施することが重要

【これまでの取り組み】

○3月13日に、中部ブロックにおいて三連動地震を想定して、中部地方整備局その他の地方支分部局、自衛隊、県警、消防、地方公共団体などが70団体が参加する広域的な防災訓練を実施。
○平成24年度の「総合防災訓練大綱」にも「地域ブロック広域訓練」が位置付け。



【今後の取り組み】

○今後、全国展開を予定。平成24年度は、三連動地震に関係するブロックにまたがる訓練を実施予定。
○ロールプレイング方式などを取り入れ課題の発見に重点を置いた訓練も予定。

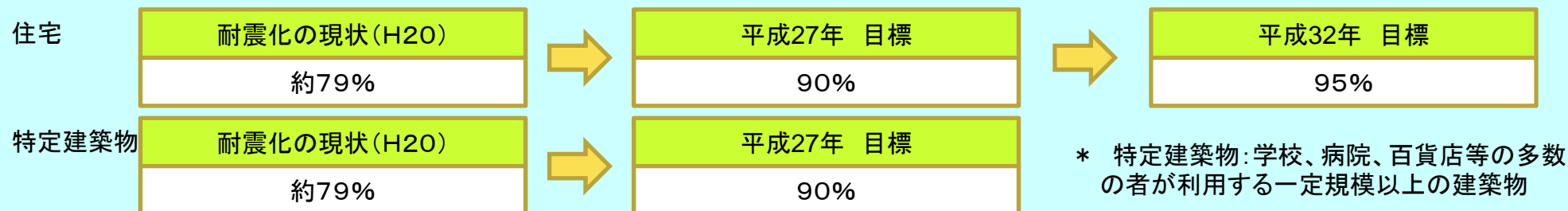
⑥建築物、構造物についての耐震化等

(⑥-1住宅・建築物における地震対策の推進)

【施策の背景】

① 地震被害から国民の生命・財産を守るためには、昭和56年施行の耐震基準以前に建てられた住宅及び建築物の耐震化を進めていくことが重要。

■耐震化率の現状と目標



② 天井材等の非構造材部材の落下防止や長周期地震動への対応など、東日本大震災での被害状況を踏まえ、地震災害による被害を軽減するための予防策が必要。

【これまでの取り組み】

- ・ 社会資本整備総合交付金による住宅・建築物の耐震診断・耐震改修費用に対する補助
- ・ 住宅の耐震改修を実施する個人及びマンション管理組合に対する住宅金融支援機構の融資
- ・ 住宅の耐震改修に係る所得税及び固定資産税の特例措置
- ・ 住宅エコポイント制度を再開し、エコリフォームと併せて行われる耐震改修にポイントを加算（平成23年度3次補正予算）

【今後の取り組み】

地震被害による被害を軽減するための予防策として以下の施策を実施。

- ・ 大規模空間の天井の脱落対策の推進
- ・ 超高層建築物における長周期地震動対策の推進
- ・ エレベーター及びエスカレーターの安全対策の推進

天井被害の例
(ホール／神奈川県川崎市)



⑥建築物、構造物についての耐震化等

(⑥-2首都直下地震等に対する鉄道の防災減災対策)

【施策の背景】

○阪神大震災や新潟中越地震における被災を踏まえ、高架橋柱の耐震補強等の地震対策を推進

- ・高架橋柱、地下トンネルの倒壊等の著しい損傷を防ぐための耐震補強
⇒首都圏※1は概ね完了（新幹線約100%※2、在来線約98%※3）
- ・主要駅の耐震補強 ⇒首都圏について順次施工中（耐震化率：約92%）
- ・早期地震検知システムの導入 ⇒JR、大手民鉄等について 導入済み

※1:1都3県（高架橋柱は一部他の区間を含む）、※2:高架下利用者との交渉を継続している一部を除き、耐震補強はすべて完了

※3:列車運行本数10本/時以上の線区を対象

【これまでの取り組み】

○東日本大震災における被災を踏まえ、駅、高架橋等の鉄道施設の耐震化等の、これまでの地震対策の検証・改善を実施中

- ・鉄道施設の地震対策（新幹線・在来線の耐震基準等）
- ・津波発生時における鉄道旅客の安全確保（津波発生時の避難誘導など）
- ・首都圏鉄道の運転再開・利用者への情報提供
- ・大都市圏の地下鉄道の浸水防止対策（浸水対策、誘導方策） など

【今後の取り組み】

○検証結果等を踏まえ、首都直下地震や東海・東南海・南海の三連動地震の切迫性に鑑み、ソフト・ハード両面からの地震津波防災・減災対策を推進

- ・耐震補強の対象施設の拡大
- ・津波発生時等における避難誘導の迅速化 等



鉄道駅の耐震補強の例
（コンクリート製の柱に鋼板を巻き補強）

⑦首都直下地震への緊急的な備え

【施策の背景】

首都直下地震については、その発生^の切迫性が指摘されていること、最大クラスの地震を想定することが求められていることを踏まえ、緊急的に対応すべき以下の項目について、速やかに取り組んでいく。

【今後の取り組み】

首都直下地震緊急対応計画（仮称）の策定等

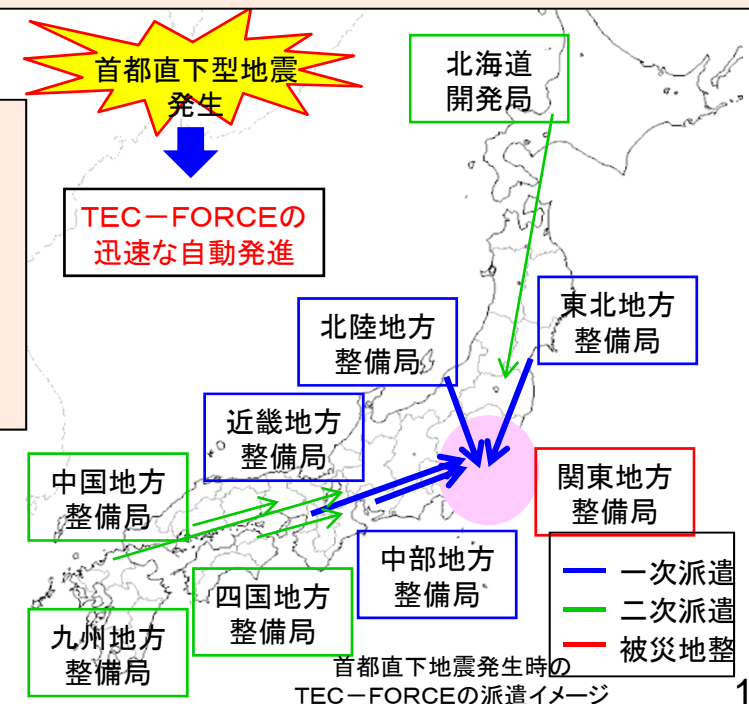
- 首都直下地震により霞が関が機能しなくなるなど、最悪のケースを想定
- 緊急的に国土交通省がとるべき対応について、緊急対応計画として早急に取りまとめる
- 検討にあたっては、防災対策推進検討会議において決定した、首都直下地震の規模、被害想定などの見直し方針を考慮

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の強化

- 地方整備局が中心となって、首都直下地震時に自動的に活動を開始できるようTEC-FORCEの具体的な活動計画を作成。
（派遣地整、派遣人員、派遣資機材、集結場所、活動拠点等を事前に検討）
- 必要な資機材、ヘリサット等の通信設備等の整備を実施

関係機関と連携した広域的、実践的な防災訓練の実施

- 災害時に関係機関とのより強固な連携を発揮できるよう、関係機関と連携した広域防災訓練を実施



⑧大規模地震発生時における帰宅困難者対策 (都市再生特別措置法の改正)

【施策の背景】

- 東日本大震災の際に、大都市のターミナル駅周辺等の都市機能が集積したエリアにおいて、避難者・帰宅困難者等による大きな混乱が発生。
 - 首都直下地震等の大規模な地震が発生した場合には、建物損壊、交通機関の運行休止等により、大量の避難者や帰宅困難者の発生による混乱が懸念。
- ⇒ 官民の連携によるハード・ソフト両面にわたる都市の安全確保策が必要

【これまでの取り組み】 都市再生特別措置法の改正（都市再生安全確保計画制度の創設）

- 都市再生緊急整備地域（全国63地域を指定）の協議会（国、関係地方公共団体、都市開発事業者、公共公益施設管理者等（鉄道事業者、大規模ビルの所有者・テナント等を追加））からなる官民協議会）が、大規模な地震の発生に備え、
 - ・退避経路、退避施設、備蓄倉庫等（都市再生安全確保施設）の整備・管理
 - ・退避施設への誘導、災害情報・運行再開見込み等の交通情報の提供、備蓄物資の提供、避難訓練等について定めた計画（都市再生安全確保計画）を作成できることとする。
- 計画に記載された事業等の実施主体は、計画に従って事業等を実施。

都市再生安全確保計画の作成、計画に記載された事業等の実施に対し**予算支援**（4.9億円）



【今後の取り組み】 本法に基づき、帰宅困難者対策を含め、都市における大規模地震発生時の安全を確保